

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 公共施設の休館・利用制限について

施設	対応	期間	問合せ
じゃんぷ (生涯学習センター 2 階)	休業	当面の間	生涯学習課 ☎ 983・0881
図書館 本館内	学習室	一部利用制限 ※貸出カード が必要	図書館 ☎ 983・0880
	視聴覚資料視聴	休止	
図書館中郷分館視聴覚資料視聴	休止	当面の間	図書館中郷分館 ☎ 982・5102
中郷文化プラザ内 (子育て交流室、調理室)	休業	当面の間	中郷公民館 ☎ 982・5100
北上文化 プラザ内	子育て交流室	休業	北上公民館 ☎ 987・5950
老人福祉センター ※入場制限をする場合あり	条件付き開館 ※カラオケ、 飲食など禁止	当面の間	老人福祉センター ☎ 971・0462
上岩崎公園 (パーベキューエリア)	一部利用制限 ※県民限定・ 事前予約制	当面の間	水と緑の課 ☎ 983・2643
衣類等拠点回収ボックス	休止	当面の間	廃棄物対策課 ☎ 971・8993

COVER PHOTO

表紙

楽寿園で開催中の菊まつりでは、焼失からの復興を願い、首里城正殿を再現しています。

会場では首里城再建支援の募金箱を設置していますので、ぜひ、ご協力ください。

広報みしまをスマホでも！
無料アプリ「マチイロ」から！▶



CONTENTS

目次

- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う公共施設休館・利用制限、イベント開催状況、相談・問い合わせ窓口について
- 3 固定資産税・都市計画税の軽減措置
- 4 特集 下水道に接続してください
- 5 みしま情報便 (information) 第21回しずおか市町対抗駅伝市代表チームの紹介 / 市政についてご意見・ご提案をお寄せください / ツリークライミング®体験会参加者募集
- 6 お知らせアラカルト
- 9 図書館からのお知らせ
- 10 いきいき健康
- 11 フォトマイタウン
- 12 秋の楽寿園

▶▶次回発行は11月1日号

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今号に掲載している各行事などについて、今後の状況により中止、延期または内容変更する場合があります。

イベントなどの開催状況について

予定日	イベント	予定場所	対応	問合せ
11月28-29日	令和2年度 錦田公民館文化祭	錦田公民館	中止	錦田公民館 ☎ 973・0308
12月20日	児童センターの ハッピークリスマス会	児童センター (生涯 学習センター 2 階)	中止	生涯学習課 ☎ 983・0883

※これまで広報みしまに掲載したイベントは除いています



◀中止・休館情報を
随時更新 (市HP)

新型コロナウイルスに関する 相談・問い合わせ窓口について

【新型コロナウイルス感染症にかかったと思ったら】

静岡県帰国者・接触者相談センター

☎ 050・5371・0561 (全日※24時間対応)

☎ 050・5371・0562 (平日午前8時30分～午後5時15分)

【健康状態・感染症に関する相談窓口】

健康づくり課 ☎ 973・3700 (平日午前8時30分～午後5時15分)

【市の事業者向け補助金などに関すること】

商工観光課 ☎ 983・2655 (平日午前8時30分～午後5時15分)

【コロナ禍の経営相談に関すること】

三島商工会議所 ☎ 975・4441 (平日午前8時30分～午後5時30分)

【市の感染症対策に関すること】

危機管理課 ☎ 983・2650 (平日午前8時30分～午後5時15分)

【三島市新型コロナウイルス地域外来・検査センターに関すること】

健康づくり課 ☎ 973・3700 (平日午前8時30分～午後5時15分)

固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業による収入が相当程度まで下がった中小企業及び個人事業主の方は令和3年度分に限り、固定資産税・都市計画税が軽減されます。

問課税課 ☎ 983・2627

軽減対象の税

- ・償却資産および事業用家屋に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

！ 軽減対象となる事業者

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月の期間の事業収入が、前年の同時期と比較して30%以上減少している中小事業者および個人事業主の方。

！ 軽減割合

- ・収入が30%以上50%未満減少している事業者…2分の1
- ・収入が50%以上減少している事業者…全額

！ 申告手続き方法

認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に必要書類を添付して提出してください。なお、認定経営革新等支援機関等とは、税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等のことです。税理士、会計士、金融機関、商工会議所、青色申告会などが該当します。

※認定経営革新等支援機関等の詳細については、三島市ホームページからご確認ください

！ 提出書類

対象	必要書類
共通	・申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの) ※申告書は、市ホームページからダウンロードまたは、課税課資産税係窓口で配布 ・収入が減少したことを証明する書類の写し(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
償却資産の軽減	・令和3年度償却資産申告書一式 ※償却資産申告書の備考欄に「コロナ減額特例あり」と記載
事業用家屋の軽減	・申告書別紙特例対象資産一覧(申告書別紙をご使用ください。) ・対象家屋の事業用割合を示す書類の写し(青色申告決算書などの写し)

！ 提出期限

令和3年2月1日(月)まで



◀詳細は市ホームページをご確認ください

提出先 課税課資産税係(北田町4・47) ☎ 983・2627

※事務処理上、1月1日以降のご提出をお願いします。

※感染症予防のため、可能な限り郵送またはe L T A Xによる申告にご協力をお願いします。